

## 5 探偵業届出証明書を返納するとき

下記事由が生じたら

**遅滞なく**

探偵業届出証明書を返納しなければならない。

返納事由

- ※ 探偵業届出証明書の再交付を受けた場合において、亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復したとき。
- ※ 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したとき。

※ 営業所の所在地を管轄する公安委員会(警察署経由)へ返納手続きをすること。

※ 返納理由は

探偵業届出証明書の再交付を受けた場合において、亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復したとき

探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときのみである。

従って、探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡し、探偵業を廃止する場合は、返納手続きのみで廃止届出書の提出は必要ない。

その他の理由により廃止する時は、探偵業廃止届出書を提出すること。

- ※ 交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人が返納すると共に、死亡の事実並びにその者との関係を疎明する資料を添付すること。
- ※ 亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復したときは、発見し又は回復した探偵業届出証明書を公安委員会へ返納すること。

届出書類等

- 1 探偵業届出証明書の返納について(別記様式第15号)
- 2 探偵業届出証明書(公安委員会から交付を受けたもの。但し再交付を受けた後、亡失した探偵業届出証明書を発見し又は回復した場合は、発見し又は回復した探偵業届出証明書)
- 3 手数料なし

探偵業者

返納届出

東京都公安委員会